イスラーム世界研究　第3巻1号（2009年7月）325–347頁
Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies, 3-1 (July 2009), pp.325–347

中東和平を分断する分離壁
――イスラエル・パレスチナ間自治交渉と西岸地区の将来的選択肢――

飛奈　裕美 *

はじめに

1967年6月の第3次中東戦争によって、イスラエルは、ヨルダン川西岸･ガザ地区、ゴラン高原、シナイ半島を占領した。国連安保理決議242号は、1967年の占領地からのイスラエルの撤退と周辺アラブ諸国との和平を求めている。これは、一般に「土地と和平の交換」の原則と呼ばれる。以後、国際社会は「土地と和平の交換」原則に基づいて、中東和平を達成することを模索してきた。

1993年のオスロ合意は、この原則に基づいて、西岸・ガザ地区からのイスラエルの段階的撤退とパレスチナ・イスラエル間の和平達成へ向けた最初の動きであった。オスロ合意以降、国際社会は、1967年にイスラエルが占領した西岸・ガザ地区に独立パレスチナ国家を樹立させ、イスラエルとの間に和平を結ぶことによって、パレスチナ問題の解決をはかる「二国家解決案」を支持してきた。パレスチナ自治政府自身も、パレスチナ国家の独立を目指して和平交渉に臨んできた。しかし、和平プロセスがおこなわれている間もイスラエルが継続して促進してきた東エルサレムと西岸地区での入植地建設をはじめとする「既成事実」作りは、和平交渉を遅延させただけでなく、西岸地区を地理的に多数の孤島のように分断し、もはや自立的に存続可能なパレスチナ国家の建設は不可能であるといわれている。このような状況のなかで、新たに、ユダヤ人とパレスチナ人が共存する「二民族一国家案」が浮上してきている。パレスチナ・イスラエルをフィールドとする地理学者や知識人、さらにパレスチナ自治政府の政治家のなかにも、現状では二国家解決案は実現不可能であり、二民族一国家案しか紛争解決方法がないとする声が上がっている。

しかしながら、二民族一国家案は、イスラエルにとってはとうてい受け入れられない案である。なぜなら、200万人のパレスチナ人を擁する西岸地区および150万人のパレスチナ人を擁するガザ地区を併合する形で成立する国家は、もはやユダヤ人が人口の絶対的多数を占める「ユダヤ国家」として成立しなくなるからである。イスラエルの政党は、労働党などの左派が和平推進派、リクード党などの右派が和平反対・対パレスチナ人強硬派と考えられがちであるが、左右の差を越えて共通するのが「ユダヤ人国家」という性質を維持しようとするシオニズムのイデオロギーである。イスラエルのいかなる政権にとっても、シオニズムのイデオロギーが支配している限り、350万人のパレスチナ人を包摂することになる二民族一国家案は絶対に受け入れられないものであろう。実際、第2次ネタニヤフ政権で防衛大臣を務めるエフード・バラクは、2009年4月、二民族一国家というおぞましい事態を招かないためにも、できるだけ早くパレスチナ側と「和平」に到達する必要があると発言している。

以上のような状況のなかで進められているのが、西岸地区の一方的分離･分断という政策である。イスラエルのセキュリティ上の要求を満たすような地政学的配慮をしながら西岸地区のパレスチナ人地域を切り離すための壁・フェンスを建設するという案は、1995年にイツハク・ラビン政権下で出されていた。本論文では、分離壁・フェンスの建設が今後のイスラエル・パレスチナ間和平交渉と西岸地区のあり方に与える影響についての見通しを議論する。1では、分離壁・フェンス建設

*　京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

の背後にあるイスラエルにおける「土地と人口のコントロール」と「セキュリティ」に関する議論を概観する。2では、1967年以降分離壁建設までのイスラエルによる西岸地区の分断の様相を明らかにする。3では、イスラエル政府内でイスラエルと西岸地区を分離するための壁の建設という案が浮上してから今日に至るまでの分離壁建設のクロノロジーを明らかにする。4では、分離壁・フェンス建設を地政学的視点から分析すると同時に、壁・フェンスの建設によって周辺に住むパレスチナ人の日常生活にどのような問題が引き起こされているのかを明らかにする。

1. 分離壁・フェンス建設の目的――イスラエルにおける「土地・人口・セキュリティ」の議論

1-1 土地・人口の支配と分離壁・フェンス

イスラエルは「イスラエルの地（エレツ・イスラエル）にユダヤ人の国家を建設する」というシオニズムの理念に基づいて建国された。「土地なき民に民なき土地を」というスローガンは有名である。しかし、「民なき」はずの土地には、先住民であるアラブ人／パレスチナ人が住んでいた。イスラエルが「ユダヤ国家」であるためには、ユダヤ人が人口の多数派を占めていなければならない。その要請によって、ユダヤ人とアラブ人の人口バランスは、イスラエル建国以来の「問題」であり続けている。一方、シオニズムは「イスラエルの地」をユダヤ国家の主権下に置くことを要請している。土地の支配（領土拡大）とユダヤ人口多数派の維持は、シオニズムの二大スローガンでありながら、相互に矛盾するものである。

土地の支配と人口多数派の維持の矛盾は、「できるだけ多くの土地とできるだけ少ないアラブ人口を併合する」という考え方を生み出した。後述のように、1967年以降、労働党政権は「アロン・プラン」に基づいて西岸地区を分離し、イスラエル併合予定地域に入植地を建設していった。1977年以降のリクード党を中心とする政権下では、アリエル・シャロン（農相、住宅相、入植地委員会委員長などを歴任）のもと、アロン・プランでのイスラエル併合予定地域を大きく超えて精力的な入植地建設が進められた。リクード党は、大イスラエル主義に基づき、「領土拡大」と「国家のユダヤ性の保持」を党是としている［森 2008: 234］。2002年6月にシャロン政権が西岸地区での分離壁・フェンス建設を承認したことは、「『ユダヤ性の保持』のために『領土拡大』を諦め」たと解釈することが可能である［森 2008: 234］。しかし、イスラエル／パレスチナのアラブ住民をすべて「移送」することが不可能であることが明らかな状況のなかで、イスラエルが目指したことは、できるだけ多くの土地を併合しながらパレスチナ人をイスラエルから分離することであったといえる。イスラエルの地における領土拡大とユダヤ人口多数派の維持というシオニズムの2つのスローガンを共有する労働党とリクード党の違いは、どのような境界線を引くことによってパレスチナ人地域をイスラエルから分離し、同時にどのようにパレスチナ人地域に対するイスラエルの軍事的・経済的・政治的な圧倒的優位を維持するかという点に対するアプローチの違いであった。

イスラエルの主要紙のひとつであるハアレツの記者（当時）メロン・ラパポートによると、2002年に出された分離壁・フェンス建設計画は部分的に、ハイファ大学の地理学者アルノン・ソファーが提案した計画に基づいていた。アルノン・ソファーは、「アラブ人口の脅威」論の提唱者で、長年にわたって、アラブ人口が増加して国家のユダヤ性を脅かす前にイスラエルは一方的に恒久的な国境を引くべきだと政府に主張してきた。ソファーの計画では、西岸地区はジェニーン、ベツレヘム・ヘブロン、エリコの3つの地域に分断され、それぞれの地域は電流フェンスで囲まれるべきだとされた［Reinhart 2006: 162］。メロン・ラパポートはさらに、次のようなエピソードも紹介している。2001年2月6日、アリエル・シャロンが首相に就任した直後、シャロンの側近がソファーに政府

の分離フェンス建設計画を見せ、彼の意見を尋ねた。フェンス建設計画の地図を見たソファーは、「これはまさに私の地図と同じだ」と述べた。また、西岸地区のアリエル入植地の市長ロン・ナフマンは、分離壁・フェンス建設計画の地図は「アリク〔シャロン。引用者注〕が1978年以来ここに来るたびに見せた地図と同じ」であり、シャロンはその計画を「1973年から考えていた」と述べた［Reinhart 2006: 162–163］。つまり、シャロンは1970年代から西岸地区に精力的に入植地建設を進めていたが、同時に、人口バランスへの配慮からイスラエルに有利な形で国境線を引き、西岸地区のパレスチナ人地域を分離することを考えていたのである。

1–2 「セキュリティ」と分離壁・フェンス

「セキュリティ」は常にイスラエルの占領政策の正当化に用いられてきた。イスラエルにとっての「セキュリティ」とは、ユダヤ国家としてのイスラエルの生存を守ることである。イスラエルのユダヤ性は、イスラエルの土地にユダヤ人口多数派を維持することによって守られる。シオニズム諸派の「セキュリティ」に関する態度に共通する思想的背景には、「鉄の壁」という考え方がある。「鉄の壁」とは、修正主義シオニストの父と呼ばれるウラジミール・ゼエヴ・ジャボティンスキーが説いた、あるべきアラブ人に対する考え方を指す言葉であり、「（当時は）イギリスと協力してつくられるユダヤ人の自前の軍事力であった」［森 2008: 97］。すなわち、ユダヤ人をパレスチナの地から追い出そうとするパレスチナのアラブ人の望みを圧倒的な軍事力によって打ち砕き、ユダヤ人国家の生存を確固たるものにしようとする議論である。ジャボティンスキーは、「鉄の壁」による「分離と対決」と「アラブ人の屈服の後に」ユダヤ人とアラブ人はパレスチナの地で平和的に共存できるであろうと議論を続けている［森 2008: 98］。

イスラエルは、分離壁・フェンス建設の目的は自国の「セキュリティ」を守ることであると主張している。ここでの「セキュリティ」とは、西岸地区から入ってくるパレスチナ人「テロリスト」に対してイスラエル市民の安全を守ることである。パレスチナ自治政府がハマース（イスラーム抵抗運動）、イスラーム・ジハード運動、アル＝アクサー旅団等の「テロ組織」を壊滅しないため、イスラエルは分離壁・フェンスの建設によって自身で市民の安全を守らなければならないという主張である。また、パレスチナ人「テロ組織」を壊滅できない自治政府は無能であり、パレスチナ側には和平交渉のパートナーがいないとして、イスラエルは和平交渉を先延ばしすると同時に、西岸・ガザ地区での占領政策を進めてきた。

ここにはイスラエルの「セキュリティ」を盾にした正当化のロジックが存在する。1993年のオスロ合意以降、イスラエルは自治政府に対し、ハマース等のパレスチナ人「テロ組織」の壊滅を要請してきた。イスラエルが求める「テロ組織の壊滅」とは、「テロ組織」の武装解除だけでなく、組織の関連施設の解体をも含んでいる。関連施設とされるものには各組織の福祉部門や教育部門に属するものがあり、パレスチナ人一般市民にとっては日常生活を営むうえで必要不可欠なものである。したがって、自治政府はそれらの施設を破壊することはできない。また、イスラエルが「テロ組織」と呼ぶグループと自治政府が衝突することは、パレスチナ側の内戦勃発を意味し、自治政府は内戦のリスクを背負うことはできない。そこで自治政府は、パレスチナ人の各組織を集めて交渉を行い、イスラエルに対する攻撃の停止を複数回にわたって合意してきた。しかし、イスラエルは西岸・ガザ地区での暗殺作戦、一般市民の狙撃等の軍事的攻撃を続けた。イスラエルによる相次ぐ軍事的攻撃に対し、パレスチナ人武装グループは報復を行った。そのような報復を「テロ行為」と定義することによって、イスラエルは西岸・ガザ地区でのさらなる軍事攻撃を正当化していった。

このようなサイクルを繰り返すなかで、イスラエルは「テロ組織」を壊滅しない自治政府は無能でありパレスチナ側には和平交渉のパートナーがいないという主張を続けてきた。2001年の9・11事件以降、この主張は「反テロ戦争」を進める米国の支持を受けた。ハマースをはじめとする「テロ組織」が対イスラエル軍事攻撃を停止し、政治的プロセスに応じることは、「セキュリティ」を盾に和平交渉を拒否し西岸・ガザ地区での占領を推し進めることを望むイスラエルにとって、支障であった。このことは、2006年1月のパレスチナ選挙へのハマースの参加に反対し、選挙でのハマース勝利後には、ハマースを主軸とする自治政府が発足した場合にはパレスチナ側との交渉を拒否する意思表示したイスラエルの態度に明確に表れている。実際には、イスラエルにとって、「テロ組織」と呼ばれるグループがパレスチナ側に存在することが必要であり、また、自治政府と「テロ組織」の間の内戦によってパレスチナ社会が不安定な状態に置かれることを望んでいた［Reinhart 2006］。パレスチナ人の「テロ攻撃」に対してイスラエル市民の安全を守るという意味での「セキュリティ」は、国内世論および国際社会を説得しながら「鉄の壁」思想に基づく占領政策、すなわち、圧倒的な軍事力によってパレスチナ人地域を支配し「ユダヤ国家」としてのイスラエルの生存を維持するという意味での「セキュリティ」を推進するために強調されてきたのである。

2.　分離壁・フェンス建設以前の西岸地区分断

2–1　アロン・プランと西岸地区の分断

1967年、西岸・ガザ地区・ゴラン高原・シナイ半島占領後、イスラエル農相で政府の入植地委員会委員長であったイーガル・アロン（労働党）が、占領地の地形を考慮してイスラエル国家の境界線を引きなおす案を提示した。この構想では、「①ヨルダン王国に面している、人口希薄なヨルダン渓谷と、死海西岸のユデア砂漠を併合する、②パレスチナ人の市町村が集中している丘陵地帯のうち、エルサレム周辺を除いて、北部と南部をヨルダン王国に返還する、③これに加え、ラーマッラー、エリコからアレンビー橋に通じる回廊を同王国に返還する」ことが提案された（地図1）［奈良本 2005: 225］。アロン・プランとして知られるアロンの構想は、イスラエル政府によって正式に承認されることはなかったが、以後10年間にわたる労働政権における占領地支配の青写真となった［Weizman 2007: 57–58］。ヨルダン渓谷の支配は、軍事目的上、重要であった。

1968年以降、労働党政権はアロン・プランに沿ってヨルダン渓谷に入植地の建設を進めていった。一方で、メシア思想の入植者ロビー団体であるグッシュ・エムニームが政府の許可を得ることなく西岸地区で入植地の建設を行っていった。1976年、当時のイツハク・ラビン首相とシモン・ペレス防衛相は、グッシュ・エムニームと右派政党リクード党からの圧力を受け、アロン・プランで示されたイスラエルへの併合予定地域を大幅に越えて、西岸地区のラーマッラー、サルフィート、カルキリヤの各地域に入植地を建設することを承認した。

さらに、1977年の選挙でリクードが勝利すると、メナヘム・ベギン首相はアリエル・シャロン農相を「アロン入植地委員会」の委員長に任命した［PASSIA 2002: 56, 66］。以後、西岸地区の各地で入植地が建設されていくことになる。

シャロンは1977年、世界シオニスト機関入植部局の長でありグッシュ・エムニームの信奉者であったマティチャフ・ドロブルスが提案した西岸地区入植計画を承認した。ドロブルスの計画は、当時既に建設されていた入植地と新たに建設予定の57の入植地をいくつかのブロックに統合し、地理的継続性を保つと同時に、幹線道路、丘陵部、水資源をコントロールしながら、さらにパレスチナ人居住地域を分断することを提案していた。

1981年にシャロンが提示したプランは、グッシュ・エムニームやドロブルスのプランで提案された「入植地のブロック化による地理的継続性」という考えを大きく推し進めるものであった。西岸地区に分散する既存の入植地を「入植地ゾーン」を設けることによって地理的に統合させ、同時に、パレスチナ人地域を大きく3つに分断することが計画された。北部のジェニーン・ナーブルス地域、中部のラーマッラー地域、南部のヘブロン地域は、互いに孤立した地域とすることが提案されたのである。当時、西岸地区には約1万6,000人のユダヤ人入植者が住んでいた。シャロンは、国内の低価格住宅の需要を利用して、5年以内にさらに8万人のユダヤ人を西岸地区の入植地に住まわせることを目的として掲げ、インフラや行政サービスのために政府予算を計上した。1983年までに、西岸地区の入植者は2倍となった。また、入植地、道路、軍事基地は、西岸地区の41.6パーセントを占めるに至った［PASSIA 2002: 58］。

1991年5月、クネセト（イスラエル国会）は「七つの星」プランを承認した。「七つの星」プランとは、1949年休戦ラインであるグリーンライン上に7つの入植地を建設する計画である。「七つの星」プランで目指されたことは以下の2つである。ひとつは、西岸地区中央部にまで入り込んだ入植地群とイスラエル国内のユダヤ人地域を地理的に結びつけることである。もうひとつは、人口分布的にも地理的にもイスラエルと西岸地区との分断を和らげることによってグリーンラインを事実上消すことである。これらの目的にしたがって、7つの入植地はいずれも、イスラエル・アラブが集住しているイスラエル国内の地域と西岸地区を分断するように配置された。さらに、南のモディイーン入植地から北のハリシュ入植地を結ぶ道路が建設され、7つの入植地が結ばれると同時に、イスラエル・アラブの居住地域は相互に分断された［PASSIA 2002: 58］。

2–2　オスロ和平プロセスと西岸地区の分断

1993年9月13日にホワイトハウスで公式なものとなった「暫定自治政府編成に関する原則宣言」、いわゆるオスロ合意によって、PLO（パレスチナ解放機構）はイスラエル国家を承認し、国連安保理決議242号を受け入れた。このことによって、パレスチナ側は歴史的パレスチナ（英国委任統治領パレスチナ）の78パーセントを放棄し、残りの22パーセントの土地（西岸・ガザ地区）の解放とそこにおけるパレスチナ国家樹立を目指すこととなった。

翌1994年5月4日、ヤーセル・アラファートPLO議長とイツハク・ラビン首相は、ガザ地区と西岸地区の都市エリコでのパレスチナ先行自治を定めたカイロ協定（オスロⅠ）に調印した[1)]。こうして1999年5月4日を期限とする5年間のパレスチナ暫定自治がガザ地区とエリコで開始された。カイロ協定では、パレスチナ自治政府の立法・行政・司法権が及ぶ範囲や、自治政府とイスラエルとの関係などが細かく定められた。協定の5条bによると、ガザ地区、エリコの中でも、入植地とイスラエル軍の施設には自治政府の法的権限が及ばない［奈良本 2005: 332］。ガザ地区では、イスラエルの入植地や軍基地、道路が維持され、ガザ地区の40パーセントを占め続けた［PASSIA 2002: 74］。また、「地下水への権利も入植地と軍施設の既得権を優先することが定められている」ため、自治政府の「権限は、事実上、水利権には及ばない」［奈良本 2005: 332］。さらに、協定の7条1–9は、「自治区にそれまで適用されていたイスラエルの法律や軍政令などは、引き続き有効で、イスラエルとパレスチナの合同委員会で認められないかぎり、PA〔自治政府。引用者注〕が一方的に無効にすることができない」［奈良本 2005: 332］。

1)　正式名称は、「ガザ地区とエリコ地区に関するイスラエル＝PLO協定」という［奈良本 2005: 331］。

続いて1995年7月28日にタバ協定（オスロⅡ）が調印された[2]。タバ協定では、西岸地区がA、B、Cの3種類の地域に分類された。A地域では行政権と警察権の双方を自治政府が持ち、B地域では行政権を自治政府、警察権をイスラエル軍が持ち、C地域では行政権と警察権の双方をイスラエル軍が持つとされた。エリコに加え、ジェニーン、ナーブルス、トゥルカレム、カルキリヤ、ラーマッラー、ベツレヘムの6都市がA地域とされ、約440の町村がB地域とされ、残りはC地域とされた。A地域は西岸地区のわずか2パーセント、B地域は26パーセントしか占めず、残りの72パーセントは完全にイスラエル軍支配下のC地域であった。

1997年1月15日には、アラファートとベンヤミン・ネタニヤフ首相（当時）の間でヘブロン議定書が調印された[3]。議定書では、入植地と軍をヘブロンの20パーセントに制限（H2地域）し、残りの80パーセントがH1地域としてパレスチナ側に移管された。ヘブロン議定書調印後、ネタニヤフはクネセトで、ネタニヤフ政権は「困難な合意を引き継いだ」が、それはいまや「完全に変わった」と発言した。さらにネタニヤフはいかなるパレスチナ国家も認めない旨発言し、エルサレムの統一の維持とユダヤ人の土地にユダヤ人が入植する権利を宣言した［PASSIA 2002: 78］。その6週間後、イスラエル政府は、西岸地区の入植地マアレ・アドミームと東エルサレムの間の地域にE1入植地を建設する計画を承認、エルサレム市南部のジャバル・アブー・グネイムでハル・ホマ入植地の建設を開始し[4]、1,600万ドルに上る予算を入植地建設のために計上した［PASSIA 2002: 78］。

1998年10月23日には「ワイ・リヴァー覚書」が合意された。これによって、イスラエル軍は西岸地区の13パーセントの地域から三段階にわけて撤退すること、西岸地区の12パーセントをC地域からB地域に、1パーセントをC地域からA地域に、14.2%をB地域からA地域に格上げすることが決められた［PASSIA 2002: 80］。ワイ・リヴァー覚書は、地図なしで合意されたため、どの地域から撤退するかやどの地域を格上げするかはイスラエルの自由となり、イスラエルの地政学上の戦略を反映することができた。1998年11月20日、イスラエルは、西岸地区の2パーセントをC地域からB地域に、7.1パーセントをB地域からA地域に格上げした［PASSIA 2002: 80］。ワイ・リヴァー覚書での決定より限定された格上げであった。一方、イスラエル政府内では、パレスチナ側に譲歩したネタニヤフへの与党内の反発が高まり、三段階の撤退は第二段階から凍結された。また、連立政権が崩壊の危機に陥り、1999年5月に選挙が行われた［奈良本 2005: 338］。こうして、ワイ・リヴァー覚書の決定は実行されずに終わった。

1999年5月のイスラエル首相選挙で当選したエフード・バラクは、4つの「ノー」を掲げていた――①1967年の境界線へ戻ることへの「ノー」、②パレスチナ難民の帰還への「ノー」、③東エルサレムにおけるパレスチナ人の主権への「ノー」、そして④違法な入植地の撤去への「ノー」である［PASSIA 2002: 82］。オスロ合意で最終的地位交渉の開始予定とされていた1999年5月の時点で、自治政府のコントロール下にある地域は、西岸地区の9.1パーセント、ガザ地区の60パーセントに過ぎなかった。これは、西岸・ガザ地区被占領地全体の12パーセント、歴史的パレスチナの2.8パーセントである。オスロ和平プロセスは崩壊しかけたが、1999年9月4日、アラファートとバラクはシャルム・アッ＝シェイフ合意に署名した。この合意でも地図は用いられなかったが、イスラエルは、西岸地区の11パーセントをC地域からB地域に、7.1パーセントをB地域からA地域に格

2）正式名称は、「西岸とガザ地区に関するイスラエル＝パレスチナ暫定協定」という［奈良本 2005: 334］。

3）1995年11月4日、イツハク・ラビンは極右のユダヤ教神学生によって暗殺された。ラビン暗殺後の1996年5月に行われた選挙でリクード党が勝利、6月にはネタニヤフ政権が成立した。

4）エルサレム市南部に位置するジャバル・アブー・グネイムと呼ばれる丘は、「公共の目的」のためにイスラエル政府によって接収されていた。その丘の上にイスラエルはユダヤ人入植地の建設を開始した。

上げすることが要請された。また、この合意は1999年9月13日に最終的地位交渉を開始し、2000年9月13日までに合意に達することを要請していた。イスラエルは、1999年9月10日、西岸地区の7パーセントをC地域からB地域に格上げ、2000年1月6日に2パーセントをB地域からA地域に、3パーセントをC地域からB地域に格上げし、3月10日にはさらに、6.1パーセントをB地域からA地域に、1パーセントをC地域からB地域に格上げした。この結果、西岸地区の17.2パーセントがA地域、23.8パーセントがB地域、59パーセントがC地域となった。

2000年5月、イスラエルは初めて最終的地位に関する提案を示す地図を出した（地図2）。この提案は1967年のアロン・プランを基礎にしており、「アロン・プラス・マップ」とも呼ばれる［奈良本 2005: 343］。アロン・プラス・マップでは、「東エルサレムを含む大入植地ブロックをはじめ大部分の入植地と、ヨルダン川および死海沿いの国境地帯などをあわせて、西岸地区の25パーセントを併合、さらに、ヨルダン渓谷一帯を中心に同14パーセントを「暫定的に支配」する」ことが提案された［奈良本 2005: 343］。

2000年7月にはキャンプ・デーヴィッドで交渉が行われた。この交渉で、イスラエルは5月に提出した最終的地位に関する提案に基づいて、以下のことを提案した。第一に、西岸地区の10～13.5パーセントをイスラエルの主権下に置き、入植地群、道路、軍基地を維持することを主張した［PASSIA 2002: 90］。この主張に基づけば、パレスチナ人地域は大きく3つの地域に分断されたままであった。第二に、エリコを除くヨルダン渓谷を暫定的にイスラエルの支配下に置くことを主張した。暫定期間は明確にされなかった［PASSIA 2002: 90］。このようにイスラエルは、既存の入植地や道路、軍基地を撤去することなく、パレスチナ人地域を分断することを提案したのである。キャンプ・デーヴィッド交渉中、仲介者であるクリントン米大統領は、アラファートに対して、エルサレム郊外の町アブー・ディースをパレスチナ国家の首都とすることを提案したが、アラファートは拒絶した。また、イスラエルは、エルサレムの分割についても提案を行ったという。第一に、「エルサレム市郊外（outer envelope）のアラブ人居住地区はパレスチナの主権下に置」く［奈良本 2005: 349］。第二に、「市内（inner envelope）［のアラブ人居住地区］には一定の自治（functional autonomy）を認める」［奈良本 2005: 349］。第三に、「城壁で囲まれた旧市街地は特別のレジーム（管理機構）の下に置き」、第四に、「テンプル・マウント（ハラム・アッ＝シャリーフ）にはパレスチナの管理権を認める［奈良本 2005: 349］。旧市街の城壁内や聖域（ハラム・アッ＝シャリーフ／神殿の丘）の主権や管理権についても提案が行われた。しかし、西岸地区の分割に関する提案、エルサレムの分割に関する提案いずれも、パレスチナ側にとっては到底受け入れられるものではなく、キャンプ・デーヴィッド交渉は決裂した。交渉決裂後の2000年9月28日、アリエル・シャロンが1000人以上の護衛を連れて、ハラム・アッ＝シャリーフ／神殿の丘を強行訪問した。これに反発したパレスチナ人がイスラエル警察と衝突し、第2次インティファーダ（パレスチナ民衆蜂起）が始まるに至った。

第2次インティファーダとそれに対するイスラエルによる強硬な対応が続くなか、2001年1月、エジプトのターバで集中的な交渉が行われた。2月6日のイスラエル総選挙を前に、シャロンを党首とするリクード党をはじめとする右派政党を引き離したいバラクは、「大きな譲歩」を行った。ターバ交渉でイスラエルが提案した分割案では、イスラエルはヨルダン渓谷の暫定支配を放棄している。イスラエルに併合する西岸地区の土地は、西岸地区北部のアリエル入植地群、エルサレム周辺のギヴアト・ゼエヴやマアレ・アドミーム、西岸地区南部のベイタルに限定されていた。さらに、併合する入植地群と交換に、西岸地区の南にわずかな土地とネゲヴ砂漠の一部をパレスチナ側に譲渡す

ることも提案している。エルサレムや難民などの問題には多くの課題が残されてはいたが、ヨルダン渓谷の暫定支配放棄と土地の一部交換というイスラエルの提案に、パレスチナ側は交渉する姿勢を示した。しかしながら、2月6日の選挙でリクード党が勝利し、シャロン政権が成立したことにより、ターバ交渉はストップし、交渉が再開されることはなかった。

首相となったシャロンは2001年春、西岸地区分割プランを示した。パレスチナ側に「必要最低限を与える」とするシャロンのプランでは、西岸地区に分散する計43パーセントの土地をパレスチナ側の支配下に置くこととしていた。その43パーセントの土地を分断するような入植地群はすべてイスラエルの主権下に置き、ヨルダン渓谷もエリコを除きイスラエル主権下に置くものとしていた。

一方で、継続するパレスチナ側のインティファーダに対し、イスラエルは強大な軍事力を用いて対応した。2001年から2002年にかけてイスラエル軍はパレスチナ自治区に侵攻し、断続的に外出禁止令を発し、自治政府の建物やインフラを空爆して破壊した。こうして、イスラエル軍は自治区全体を支配下に置いた。シャロンは、オスロ和平交渉のプロセスをすべて覆し、振り出しに戻すような行動をとったのである。

3. 分離壁建設のクロノロジー

分離壁・フェンスの建設案は、2002年に実際に建設が始まるより以前、1995年1月には既に提案されていた。1995年1月、ネタニヤ近郊のベイト・リエドでのパレスチナ人による自爆攻撃の後、当時のイツハク・ラビン首相は、首相として初めて、西岸地区のパレスチナ人をイスラエルから分離する必要があると宣言した。しかも、西岸地区のパレスチナ人とイスラエルを隔てるラインは、グリーンラインとは異なるものだと発言した。イスラエル政府は、西岸地区とイスラエルの分離による安全保障上および経済上の影響を調査するためのワーキング・グループを発足させた。1995年3月には、同ワーキング・グループは、パレスチナ人のイスラエルへの入国に際して安全保障上の問題がないことを条件に据えるよう勧告した。翌月4月、ワーキング・グループは政府に対し、西岸地区からイスラエルに入ってくる人と物のセキュリティ・チェックを行うために、軍と警察によって管理されるチェックポイント、フェンス、電子センサーを含む「セキュリティ・ゾーン」をイスラエルと西岸地区の間に設置すること、違反者には重い刑を科すことを勧告した［Auerbach and Sharkansky 2007: 130］。

1995年11月、シモン・ペレス首相（当時）がイスラエル軍上層幹部を核とする委員会を設立し、「セキュリティ・ゾーン」に代わる案に関する調査を行った。翌月12月、同委員会は、西岸地区のパレスチナ人都市トゥルカレム、カルキリヤとその周辺のユダヤ人入植地との間に12キロに及ぶフェンスを建設することを勧告した[5)]。1996年3月には、イスラエル政府は、西岸地区とイスラエルの間に歩行者・自動車用のチェックポイントを建設することを決定し、2年間で2億8,700万シェケルの予算を計上した。2000年にはバラク政権が、西岸地区とイスラエルの境界線上に自動車に対するフェンスを設置することを承認している［Auerbach and Sharkansky 2007: 130］。

2001年6月、アリエル・シャロン首相（当時）は、国家安全保障委員会委員長のウズィ・ダヤンを代表とする委員会を発足させ、西岸地区のパレスチナ人がイスラエルに入ることを禁じるための手段の調査を開始した。シャロンは、西岸地区をイスラエルから分離するという考えに反対であっ

5）1995年には、ガザ地区の境界線に沿って55キロの長さに及ぶフェンスが建設された。イスラエルは、フェンスの設置はセキュリティ上の理由によると主張している［Auerbach and Sharkansky 2007: 130］。

た。分離壁・フェンスの建設は、西岸地区における将来の更なる入植地建設の機会を制限する可能性を持つからである。しかし、イスラエル世論と政府内の圧力を受けて、シャロンは自らの地政学的意図を達成する形で西岸地区の分離を行う方向に考えをシフトしていった［Nasrallah 2005: 4–5］。

一方、エルサレムでは、2000 年 9 月以降の第 2 次インティファーダ（パレスチナ民衆蜂起）を受けて、2001 年 11 月に、警察が 11 キロに及ぶフェンスや壁およびチェックポイントをエルサレム市の周囲に設置することを提案していた。また、エルサレム市は、パレスチナ人による市内での相次ぐ自爆攻撃の後、政府の承認を待たずに独自にフェンスの建設を行うことを発表し、8 キロにわたるフェンスを市の境界線上に建設した［Auerbach and Sharkansky 2007: 53］。

2002 年 6 月 23 日、イスラエル政府は分離壁・フェンスのルートを定めた建設計画を承認した。8 月には、西岸地区北部のサーレム村からカルキリヤの南東に位置するエルカナ入植地に至る 138 キロのフェンスの建設と、エルサレムの一部における壁の建設を承認した。サーレム村からエルカナに至るフェンスは2003年8月に完成した。エルサレムの分離壁建設は「エルサレム包囲」（Jerusalem Envelope）と呼ばれる。エルサレム包囲の第一段階では、オフェル・イスラエル軍事基地からカランディヤ・チェックポイントまでと、ハール・ギロ入植地からデイル・サラーフ村までの合計 22 キロの壁が建設された。オフェル軍事基地からカランディヤ・チェックポイントに至る分離壁の建設によって、エルサレム市の境界線内に位置するパレスチナ人地域カフル・アカブが分離壁の「外側」となった［Nasrallah 2005: 5–6］。

2003 年 8 月には、イスラエル政府はさらにエルサレムの東側に分離壁・フェンスを建設することを承認した。これを受けて 2003 年 10 月には、デイル・サラーフ村からアブー・ディース、イーザリーヤ村へ延びる 17 キロに及ぶ分離壁・フェンスの建設が始まった。同時に、アナータから北西のアッ＝ラームへ延びる 14 キロの壁も建設された。このルートは、エルサレム市の境界線内に位置するシュアファート難民キャンプ、ラース・ハミース、ダヒヤト・アッ＝サラームを壁の「外側」へと分離し、エルサレム市外（西岸地区内）に位置するダヒヤト・アル＝バリードの一部は壁の「内側」に併合された［Nasrallah 2005: 5–6］。

同年 12 月、イスラエル政府は西岸地区北部のサーレム村から東へ 60 キロ延びるルートを承認した。このルートは、ヨルダン渓谷を孤立させ、イスラエルの完全なコントロール化におくことが目的であると考えられている［Nasrallah 2005: 8–9］。さらに政府は、エルカナ入植地からオフェル軍事基地までの 186 キロのフェンス、およびハール・ギロ入植地からヘブロン南西に位置するカルミエル入植地までの 135 キロのフェンスの建設も承認した［Nasrallah 2005: 9］。

イスラエルによる以上のような一方的な西岸地区における分離壁・フェンス建設によるパレスチナ人への人権侵害の深刻さを受けて、国連総会は 2003 年 12 月、国際司法裁判所（ICJ）に対して、イスラエルによる分離壁・フェンスの建設に関する勧告意見を出すよう要請した。この要請を受けて、2004 年 7 月、ICJ は、パレスチナ人の土地に壁・フェンスを建設することは違法であり、撤去されなければならず、パレスチナ人に対してイスラエルは補償を支払わなければならない、とする勧告意見を出した。

一方、イスラエル最高裁判所も、2004 年 6 月、政府と軍による分離壁・フェンス建設に対してパレスチナ人とイスラエルの人権団体が提訴したケースの判決を出した。判決によれば、イスラエル政府は市民のセキュリティを守る権利と義務があるが、壁・フェンスは、そのような「イスラエルの安全保障上の要請とパレスチナ人住民の生活上の犠牲の間のバランスがとれるようなルート」に建設されるべきだとされた［Nasrallah 2007:17］。さらに、8 月、最高裁判所は政府に対し、西岸

地区中部や南部における計30キロの分離壁･フェンスのルートを見直し､分離壁･フェンスがグリーンライン上に建設されない理由を説明するよう命令を下した［Auerbach and Sharkansky 2007: 131］。しかし、東エルサレム周辺では、北西の郊外でビール･ナバラ、アル＝ジュデイラ、アル＝ジーブ、ベイト・ハニーナ・アル＝バラドを孤立させるルートに、南西ではワラジャやバッティールを孤立させるルートに分離壁・フェンスの建設が進められていった［Nasrallah 2007: 18］。

2005年2月、イスラエル政府は分離壁・フェンスの建設ルートの修正案を承認した（地図3）。修正案にはエルサレムの東に位置する巨大な入植地マアレ・アドミームとその周辺の入植地をエルサレムに併合する40キロ壁･フェンスの建設も含まれており､同年8月にはイスラエル軍がマアレ･アドミーム周辺で壁建設のための土地接収を開始した。

2005年9月15日、最高裁は、アルフェイ・メナシェの周辺に建設されたフェンスのルートの変更を命ずる判決を下した。既に建設されたフェンスのルート変更を命じる初の判決であった。判決のなかで最高裁は、既存のルートはアルフェイ・メナシェ入植地のセキュリティを守る唯一のルートであるとする政府の主張は根拠がないものであり、フェンスは入植地および入植地とイスラエルを結ぶ道路のみを併合するべきであり、パレスチナ人の村を併合すべきではないと述べた［BT'selem 2005(Sep. 16)］。

翌年3月には、テルアヴィヴ地方裁判所が、2003年8月に承認されていたシャイフ・サエド村に建設予定のフェンスは無効とする判決を下した。シャイフ・サエド村は1967年にイスラエルに併合されなかった西岸地区の村であるが、地形学上の理由から、東エルサレムを経由せずに西岸地区の他の地域に移動することが不可能であった。2003年8月に承認されたフェンスのルートはシャイフ・サエド村の西側に位置し、村を東エルサレムと分離するものであった。そのため、テルアヴィヴ地方裁判所は、パレスチナ住民が東エルサレムへアクセスできるようフェンスのルートを村の東側に移動してフェンスの「内側」に併合するべきであると判決のなかで述べた［BT'selem 2006(Mar.)］。

イスラエル政府は2006年4月30日、新たな分離壁･フェンスの建設ルートの修正案を承認した。今回の修正案では、カルキリヤ南西部に位置するケドゥミウム入植地群とアリエル入植地群を分離し、2つの入植地群の間に位置するパレスチナ人地域が自治政府支配下に残るようルートが修正された。以前の建設計画では､2つの入植地群とその間のパレスチナ人地域がすべてフェンスの「内側」となるようなルートが引かれていた［BT'selem 2006(Apr.)］。

その後もパレスチナ人およびイスラエルの人権団体によって分離壁・フェンスのルート変更を求める裁判が数多く起こされ、最高裁の判決が相次いで出された。2006年6月15日には、イスラエルの人権団体ハモケドが起こした裁判の判決で、最高裁は、カルキリヤの北東に位置するズフィン入植地の東側のフェンスを撤去するよう政府に要請した。同裁判では､政府はズフィンの東側のフェンスは入植地の住民のセキュリティを守るために必要だと主張したが、最高裁は、フェンスのルートは入植地の既存の住宅地に沿ったものではなく将来の入植地拡大のための土地を確保するためのものであり違法であるとするハモケド側の主張を認めた［BT'selem 2006(Jun.)］。

しかし、7月24日の最高裁判決では、アリエル入植地周辺でのフェンス建設はパレスチナ人の農地の接収を伴い、農民の生活に著しい支障を引き起こすものであるため、ルートを変更すべきであるというパレスチナ人による提訴を棄却した［BT'selem 2006(Jul.)］。また、11月26日の最高裁判決では、東エルサレムの北西に位置するビール・ナバラをはじめとする5つのパレスチナ人地域を囲い込む分離壁･フェンスの建設は違法ではないとした［BT'selem 2006(Nov.)］。さらに12月13日、イスラエルの人権団体による提訴を最高裁は棄却し、東エルサレムの北東に位置するアッ＝ラー

ムを東エルサレムから分離するルートを承認した。アッ＝ラームは、ラーマッラーと東エルサレムを結ぶ交通の要衝として経済的に重要な役割を果たしており、住民は東エルサレムおよびビール・ナバラ等の周辺の地域と社会的にも深い結びつきを有している地域である。

分離壁・フェンスのルート周辺のパレスチナ人地域では、パレスチナ住民、ユダヤ系イスラエル人の人権活動家、海外からの活動家が連帯する抗議活動が活発化していた。最も活発でメディアの注目を集めている地域のひとつがビルイーン村である。ビルイーン村での抗議活動には、毎週金曜日に行われるデモとともに、イスラエルの法廷で分離フェンスのルート変更を求める法的闘争がある。建設予定のフェンスのルートは、ビルイーン村の土地の 50 パーセントをイスラエル側に取り込むものであったが、2007 年 9 月 6 日、最高裁はこのルートの見直しを政府に求める命令を下した［BT'selem 2007(Sep.)］。最高裁判決を受けて、政府はモディイーン入植地とビルイーン村周辺のフェンスのルートを修正した。しかし、2008 年 12 月 15 日の最高裁判決で再び、修正されたフェンスのルートも違法であるとされた［BT'selem 2008(Dec.)］。

分離壁・フェンスのルート変更を求めるイスラエル裁判所の一連の判決は、建設が開始されていない部分に関するものであり、既に建設が完了した壁・フェンスのルートを変更するものではない。また、既に建設されたフェンスのルート変更を求める判決を受けても、政府はフェンスの撤去や新たなルートの案を出していない。一方で、最高裁は、パレスチナ人地域を囲い込み、東エルサレムや他の西岸地区の地域を分断するようなルートを承認する判決によって、イスラエルによる一方的な西岸地区分離・分断に法的正統性を付与している。

分離壁・フェンスは、西岸地区のパレスチナ人の土地を接収し、人々の日常生活に大きな支障をきたすだけでなく、パレスチナ人の強制的な移住をもたらしてきた。2007 年 10 月 29 日、ヘブロンの西に位置しグリーンラインと分離フェンスの間に挟まれた住民 200 人の村ヒルベト・カサが破壊され、住民は退去を命じられた。イスラエル軍は、村の廃墟への住民の立ち入りを禁止している［BT'selem 2007(Oct.)］。2008 年 7 月 14 日には、在カルキリヤのイスラエル＝軍民生局が、分離フェンスのイスラエル側に併合されたアラブ・アッ＝ラマディーン・アル＝ジャヌービー村の住民に、フェンスの反対側へ移住するよう要請した、と同村の住民が証言している［BT'selem 2008(Jul.)］。

4. 分離壁の地政学

4-1 ユダヤ人入植地の併合

2002 年 6 月 23 日に承認された最初の計画では、分離壁・フェンスのルートは、2000 年 5 月にイスラエルが提出した最終的地位案と酷似していた（地図 3）。北部では、ジェニーンの西に位置するレイハン、シャケド、ヒンナニットを含む入植地群がイスラエル側に取り込まれることとされた。中部では、アルフェイ・メナシェ、エルカナ、アリエル、モディイーン・イリット入植地をイスラエル側に併合することとされた。これらの入植地は西岸地区に大きく入り込み、西岸地区北部のパレスチナ人地域であるジェニーン・トゥルカレム・ナーブルス地域と中部のパレスチナ人地域であるラーマッラー地域を分断している。エルサレム周辺では、グリーンラインは完全に無視され、原則的に 1967 年にイスラエルが拡大併合した東エルサレムの境界線（エルサレム市の境界線）に沿うように分離壁・フェンスのルートが引かれた（地図 3）。加えて、東エルサレムの北西に位置するラモト・アロン、ハール・シュムエル、ギヴァト・ゼエヴ入植地とその周辺の土地がイスラエル側に併合された。2005 年 2 月の政府修正案では、東エルサレムの東にあるマアレ・アドミームとその周辺の入植地を含む広大な土地が分離壁・フェンスの「内側」に置かれることが承認されてい

る。マアレ・アドミームとその周辺の入植地は、西岸地区に深く入り込み、エルサレムとヨルダン渓谷を結ぶ回廊となっている。西岸地区南部では、ベタル・イリット、エフラト、ケファル・エツィオン等の入植地をイスラエル側に併合している。

分離壁・フェンスが西岸地区の入植地をイスラエル側に併合するだけではない。米国やEUをはじめとする国際社会はイスラエルに対し、西岸地区での既存の入植地の拡大および新しい入植地建設の凍結を求めているが、既存の入植地の撤退を求めてはいない。入植地は最終地位交渉の議題であるためである。そのため、イスラエルは、西岸地区に分散する入植地とそれらを結ぶ入植者専用道路の撤去を計画していない。分離壁・フェンスが西岸地区のパレスチナ人地域が大きく北部・中部・南部に分断するだけでなく、パレスチナ人地域のなかに存在する入植地とそれらを結ぶ入植者専用道路が、さらにそれぞれのパレスチナ人地域を分断している（地図2）。

分離壁・フェンスは、西岸地区の入植地だけでなく、重要な水資源をもイスラエル側に併合している。イスラエル中部に地下水として流れ込み、毎年6億立方メートルの水を供給しているマウンテン・グラウンドウォーター水源の西側を併合しているのである。この6億立方メートルのうち、イスラエルは毎年5億立方メートルを使用している［Reinhart 2006: 161］。

グリーンラインが全長約315キロであるのに対し、2006年4月30日にイスラエル政府によって承認された分離壁・フェンスの全長は703キロである［Nasrallah 2007: 20］。この大きなギャップは、既にみたように、イスラエルが西岸地区に建設・拡大してきた主要な入植地群を「内側」に併合するために壁・フェンスが大きく西岸地区に入り込んでいるためである。同時に、「より多くの土地とより少ないパレスチナ人」をイスラエル側に併合するために、パレスチナ人の農地の接収が行われた一方で、パレスチナ人居住地域は壁・フェンスの「外側」（西岸地区側）に置かれた。農地の接収は、将来の入植地拡大のための土地を確保することが目的だと考えられている［Bimkom and B'Tselem 2005］。

現在、イスラエルは西岸地区の東側、すなわちヨルダン渓谷と西岸地区のパレスチナ人地域を隔てる分離壁・フェンスの建設を承認していない。しかし、このことは将来にわたってイスラエルがヨルダン渓谷に分離壁・フェンスを建設しないことを意味するものではない。イスラエルはヨルダン渓谷の「安全保障上の重要性」を強調しており、セキュリティを理由に壁・フェンスが建設される可能性は皆無ではない。この地域に壁・フェンスが建設されれば、まさに2000年5月にイスラエルが提出したアロン・プラス・プランに沿った形でのイスラエルによる一方的な西岸地区の分離・分断が完成することになる。

4-2　パレスチナ人の「移送」と土地接収

国連のデータによれば、分離壁・フェンスの建設によって、23万7000人のパレスチナ人がグリーンラインと壁・フェンスの間に挟まれて西岸地区の他の地域から孤立する。また、16万人のパレスチナ人が、西岸地区側に置かれながらほぼ完全に壁・フェンスに囲まれて孤立する。これらの孤立した地域では、住民の移動が大幅に制限され、日常生活に大きな支障がもたらされている。イスラエルは、これらの孤立した地域に住むパレスチナ人に対して、壁・フェンスに設置されているゲートを定期的に開けることによって農地や他の西岸地域へのアクセスを可能にし、日常生活への支障がないよう措置をとると主張している。しかし、多くの地域では軍がゲートを閉鎖し、農民の農地へのアクセスや、住民の他の西岸地区にある職場、学校、医療施設へのアクセスは大きく妨げられている。現在でも西岸地区で適用されているオスマン朝時代の法律は、3年間耕作されなかった土

地は政府によって接収されると定めている。イスラエルは、この法律を適用することによって、壁・フェンスによってパレスチナ農民がアクセスできなくなった農地を「合法的」に接収し国有化することが可能なのである［Reinhart 2006: 168］。

孤立した地域におけるこのような生存手段の剥奪は、パレスチナ住民の「民族浄化」を促すものだとレインハルトは主張する。農地へアクセスできず収入源を失った農民、職場・学校・医療サービスへのアクセスを制限された住民は、他の西岸地域に生活の基盤を移さざるをえず、孤立した地域を去ることを強制されるだろうというのである。そして、このようにしてイスラエルと西岸地区の境界線に沿った一部の地域で、パレスチナ人の「民族浄化」が進むだろうと推測している［Reinhart 2006: 169］。実際、2003 年に壁・フェンスが完成したカルキリヤでは、パレスチナ人の「浄化」が既に始まっているという。カルキリヤは従来、経済と農業の中心地として繁栄していた。しかし、分離壁はカルキリヤをほぼ完全に囲い込み、他の西岸地域と結ぶ唯一のゲートはイスラエル軍によって完全に支配されている。孤立したカルキリヤからは、既に多くのパレスチナ人が生存の手段を探すために他の西岸地区の町へ移住した［Reinhart 2006: 169–170］。

1950 年代からイスラエルが推進した「ガリラヤのユダヤ化」計画では、ガリラヤ地方のイスラエル・アラブ人の土地の接収が大規模に行われた[6]。イスラエル・アラブ人は小さな孤立した地域に分散され、入植地に囲まれて、互いの結びつきを失っていった。既に述べたように、2007 年 10 月には、ヘブロンの西に位置するヒルベト・カサ村がイスラエル軍によって破壊された。2008 年 7 月には、アラブ・アッ＝ラマディーン・アル＝ジャヌービー村の住民がイスラエル軍民生局から壁・フェンスの反対側への移住を要請されている。現在の国際世論のなかで、イスラエルは 1948 年の独立時のように「劇的」なパレスチナ人人口の「移送」を行うことはできない。分離壁・フェンスの建設は、パレスチナ人居住地域を孤立させて生存手段を奪い、「静かな」あるいは「自発的な移送」を促す手段としての側面を持っているといえるだろう。

4–3　東エルサレムのパレスチナ人社会への分離壁の影響

既に述べたように、東エルサレムでは、分離壁はグリーンラインではなく、基本的にイスラエルが定めたエルサレム市の境界線上に建設されている。しかし、厳密に市の境界線上に建設されているのではない。分離壁のルートは西岸地区に大きく入り込み、東エルサレムの東側の西岸地区内に位置する入植地マアレ・アドミームと入植地建設予定地である E1 エリアを分離壁の「内側」に囲い込んでいる。分離壁のルートがイスラエルによって一方的に決定されたために、分離壁によって分断されたパレスチナ人居住地域がある。

イスラエルは、分離壁のルートはエルサレム市の境界線を変更するものではないと主張し続けている。しかし、東エルサレムと周辺に住むパレスチナ人は、将来、エルサレム市の境界線が分離壁のルートに変更されるのではないかと恐れている。エルサレム市の境界線の変更は、東エルサレムのパレスチナ人の法的地位に大きな不利益をもたらしかねない。エルサレム市の境界線内に住むパレスチナ人には、1967 年以降、イスラエルの居住権が与えられてきた。居住権とは、文字通り、イスラエル国内に居住する権利だけを意味し、市民権とは決定的に異なっている。居住権保有者の権利は市民権保有者に比べて制限されているうえ、法律に定められた条件を満たさない場合には、

6）1976 年 3 月 30 日、イスラエルによる大規模な土地接収に抗議して、イスラエル・アラブがゼネストとデモを行い、イスラエル治安部隊に 6 人が射殺された。これ以降、3 月 30 日は「土地の日」として、パレスチナ人の闘争を象徴する日となっている［奈良本 2005: 228］。

イスラエル内務省の裁量によって居住権を剥奪されうる。居住権保有者は、イスラエルに対する納税等の義務を負うと同時に、地方自治体選挙での選挙権、保険・医療・各種社会福祉を受ける権利、移動の自由などの諸権利が与えられている。西岸地区と東エルサレムの間を移動するためには、イスラエルのチェックポイントを通過しなければならない。分離壁建設以前は、チェックポイントを迂回することが可能であったが、建設以後、迂回することが不可能となった。チェックポイントを通過する際には、イスラエルの市民権あるいは居住権を示すIDカード、または、イスラエルのIDカードを持たない者は西岸地区のイスラエル軍民生局が発行した特別許可証を提示する必要がある。特別許可証の取得は非常に困難であり、パレスチナ人にとって、イスラエル居住権の保有はエルサレムへのアクセスを保証するものとして非常に重要である。

1995年、イスラエルは、居住権制度に「生活の中心」政策を導入した。「生活の中心」政策とは、パレスチナ人がイスラエル居住権を取得あるいは維持するために、過去2年間の「生活の中心」がエルサレム市内にあったことを内務省が指示する文書の提出によって証明することを要請するものである。「生活の中心」がエルサレムにあることを証明できない場合、居住権を取得することができない、あるいは居住権を剥奪される。エルサレム市の境界線でありながら分離壁の「外側」となった地域に住むパレスチナ人は、将来、市の境界線が変更されることによってエルサレム市外に居住しているとみなされ、これまで保有していた居住権とそれに付随する諸権利を失うことを恐れている。現在（2009年4月）まで、分離壁の「外側」のパレスチナ人の法的地位に変化はない。東エルサレムのパレスチナ人は居住権を保有している限り、分離壁の「外側」であっても従来どおりの権利・義務を有している。

しかし、2008年10月、エルサレム市は、分離壁の「外側」となった地域の一部に住むパレスチナ人に対して、彼らの権利の一部を制限する決定を行った。パレスチナのアラビア語紙アル＝クドゥスによれば、2008年10月24日、エルサレム市の選挙委員会委員長のゼエヴ・アイロンが、分離壁の「外側」となった東エルサレムの地域では、翌月11月12日に予定されている市長・市議会選挙の投票箱の設置が完了しないだろうと述べた。これを受けて、イスラエル内務省とエルサレム市は、分離壁の「外側」に住むパレスチナ人の市長・市議会選挙での投票権を剥奪することを決定した。この決定に抗議して、カフル・アカブ（東エルサレムのパレスチナ人地域）地域委員会は、内務省とエルサレム市の同決定の廃止を求め、弁護士を通してイスラエル最高裁判所に提訴した。同地域委員会は、市選挙への参加の禁止は、住民から居住権を取り上げるプロセスの序章であろうと指摘している［Al-Quds 2008(Oct. 25)］。

以上のような居住権剥奪への危惧を背景に、分離壁建設開始以降、分離壁の「外側」となった地域から居住権を持つ多くのパレスチナ人が壁の「内側」に移住している。この動きは、従来から東エルサレムのパレスチナ人社会における大きな社会的問題であった住宅不足をいっそう深刻にしている。

東エルサレムのパレスチナ人社会における住宅不足の問題の背景には、パレスチナ人に不利に働くイスラエルおよびエルサレム市の建設制度・住宅政策がある。イスラエルでは、新たに住宅を建設したり増築・改修を行ったりする場合には、その土地が属する地方自治体の許可を得なければならない。建設許可は、市のタウン・プランニングのなかで「居住地域」と指定された区域における建設に対してのみ発行される。東エルサレムでは、パレスチナ人が建設可能な地域は、東エルサレム全体の17パーセント（エルサレム市全体の7.25パーセント）に限られている［Margalit 2006: 38］。パレスチナ人人口は、2002年の時点でエルサレム市全体の32.1パーセントを占めており、東

エルサレムにおけるパレスチナ人の住居建設可能地域は著しく制限されているといえる。そのため、東エルサレムのパレスチナ人社会では、住宅不足が深刻な問題となり、エルサレム市から建設許可を得ることなく住居を建設するいわゆる「違法建設」が多く行われている。「違法建設」に対しては罰金および懲役が科せられ、建物は破壊される[7)]。

このような住宅問題を背景に、1970年代以降、居住権を持つパレスチナ人のなかには、東エルサレム近郊の村（西岸地区のなか）に移り住む者が多くいた。深刻な住宅不足に陥っていた東エルサレムに比べ、近郊の村では安く広い家を建てることが可能だったからである。1990年代に東エルサレムと西岸地区の間にチェックポイントが設置され移動が制限されるまでは、パレスチナ人は、自由に移動することができた。チェックポイント設置後も、現在に至るまで、居住権を示すIDカードの提示によって、東エルサレムにアクセスすることができている。彼らは、エルサレム市の境界線の外に住んでいたが、イスラエル当局は居住権を剥奪することはなかった。しかし、1995年に「生活の中心」政策が導入され、居住権を剥奪される者が増加し、さらに2002年以降にエルサレム周辺で分離壁が建設され始めると、居住権を持ちながら西岸地区に住むパレスチナ人の間には、自らも居住権を剥奪されるのではないかという不安が急激に高まっていった。このような状況のなか、居住権を持ちながら西岸地区に住むパレスチナ人の多くが、分離壁の「内側」へと移動し始めた。

OCHA（国連人道問題調整部）によれば、居住権をもつパレスチナ人の約25パーセントが分離壁の「外側」に住んでいた［PASSIA 2008］。2002年の居住権を保有するパレスチナ人の人口は、22万1,900人であった。分離壁建設開始後のパレスチナ人の壁の「内側」への移動は、既に2万人を超えたと推測されている[8)]。この動きは、東エルサレムにおける住宅不足に拍車をかけ、賃貸料の高騰を引き起こしている。絶対的な住宅の不足は、パレスチナ人の居住環境悪化を引き起こしている。もともと人口密度が高かった東エルサレムのパレスチナ人地域の人口密度がさらに高くなり、電気や水道などの公共サービスへの接続が整っていないアパートに住まざるをえない家族もいるという。また、旧市街の商店や貯蔵庫のなかで生活をしている家族もいるという［Khamaisi 2005: 37］。

「違法建設」の急増も懸念されている。既に述べたように、東エルサレムのパレスチナ人がエルサレム市から建設許可を得ることは非常に困難である。既に毎年、パレスチナ人による「違法建設」の件数は増加の一途を辿っている[9)]（資料1）。

4-4　将来の境界線としての分離壁・フェンス

シャロン政権は、分離壁・フェンスの建設は安全保障のためであり、将来のイスラエル国家の国境となるような政治的な境界線ではないと主張していた。しかしながら、一方でシャロンは、パレスチナ側に和平交渉のパートナーが不在である現在の状況では、イスラエルは一方的に国境線を引くべきである、つまり、西岸地区の土地をどの程度接収するかをイスラエルが決め、残りの部分からは撤退すると述べていた。

2006年3月28日、シャロンの後継となったエフード・オルマート首相は、シャロンの計画を継承した新しい計画「統合」プランを発表した。この中でオルマートは、パレスチナ人地域の大部分

7）　イスラエルおよびエルサレム市の建設制度・住宅政策、東エルサレムのパレスチナ人社会における「違法建設」の問題については、[飛奈 2009] を参照。

8）　筆者が行ったジヤード・ハンムーリー氏（経済的・社会的権利のためのエルサレム委員会委員長）へのインタビューに基づく（2009年2月18日）。

9）　ただし、「違法建設」はパレスチナ人に特有の問題ではない。エルサレム市では、「違法建設」の約80パーセントがユダヤ人住民によって行われている。

から新しい境界線まで撤退すること、新しい境界線とはセキュリティ・フェンスとして建設されているフェンスのルートに一致するもので、これを恒久的な境界線とすることを宣言した。またオルマートは、アリエル、マアレ・アドミーム、エルサレム包囲、グッシュ・エツィオンをイスラエルに併合し、壁・フェンスのルートをさらに東側へ移動すると同時に、ヨルダン渓谷におけるイスラエルの支配も確立すると述べた。

オルマートが発表した新計画は、シャロンの計画と同様、2000年5月に示されたアロン・プラス・プランの実現を追求するものであった。しかし、彼が「入植地の撤退」に言及したため、オルマートと彼が属するカディーマ党は「和平派」として賞賛されるようになっていった。

分離壁・フェンスが西岸地区・イスラエル間の境界線となった場合、これはイスラエルのイニシアチブによってグリーンラインから境界線が変更された「変形」二国家解決となるのではない。分離壁・フェンス建設は、パレスチナ側がそれを前提に交渉をすることを拒否さえしたアロン・プラス・マップの実現を追求するものである。このプランに基づいてイスラエルとパレスチナ側が和平合意に達することは不可能である。壁・フェンスの存在は、「既成事実」を恒久化するための新たな「既成事実」であり、いまや分離壁・フェンスが存在するところから交渉を始めなければならない。これは、交渉の前提となる状況の後退である。

また、分離壁・フェンスが将来の境界線となった場合、パレスチナ人地域にある入植地からの撤退を国際社会に迫られる可能性がある。2005年のガザ地区撤退の際のように、国際社会、特にアメリカの圧力を受けて、撤退せざるを得ないときが来るかもしれない。既にオルマートは、どの入植地からいつまでに撤退するかは明らかにしなかったものの、西岸地区の入植地からの撤退を示唆していた。しかし、ガザ地区撤退後に起こったのは、入植地跡へのパレスチナ人の立ち入りの禁止と、壁・フェンスと海のコントロールによるガザ地区の巨大な刑務所化であった。

分断された西岸地区は、それぞれの地域が壁・フェンスに囲まれ、チェックポイントやゲートはイスラエル側が管理し、人や物の移動は完全にイスラエルの裁量に拠っている。もし入植地撤退が行われたとしても、ガザ地区の場合と同じように、入植地跡をパレスチナ人が使用することが禁じられれば、パレスチナ人地域はさらに小さく分断されたままとなり、入植者専用道路などはイスラエル軍の軍事侵攻の際に使われることになるだろう。

結論

分離壁・フェンスは、西岸地区のパレスチナ人地域を分断し、西岸地区と東エルサレムのパレスチナ人社会を分断している。このようなパレスチナ人地域とパレスチナ人社会の分断は、分離壁・フェンス建設以前からのイスラエルの政策の延長線上にとらえることができる。より多くの土地を併合してユダヤ人居住地域の拡大を可能にし、パレスチナ人をイスラエルから分離することによって、ユダヤ人人口の優位を維持すると同時に、イスラエルにとって脅威とならないようパレスチナ人地域の分断によってパレスチナ側を政治的・経済的・社会的に脆弱なままにすることが意図されている。1967年に占領・併合した東エルサレムの再分割を不可能にするために既成事実として建設されてきた入植地は、分離壁・フェンスの「内側」に置かれている。これらの政策はすべて、イスラエルによる一方的な政治的決定によって行われているものである。本稿を通してみてきたように、1967年のアロン・プランは2000年5月にアロン・プラス・プランへと発展し、2002年6月にはそのアロン・プラス・プランを実現する形で西岸地区に分離壁・フェンスが建設されることがイスラエル政府によって承認された。

しかし、分離壁・フェンスの建設は、西岸地区のパレスチナ人地域とイスラエルを地理的に分離するだけではない。相互に分断され、周囲を壁・フェンスあるいは点在する入植地やそれらを結ぶ入植者専用道路によって囲い込まれたパレスチナ人地域において、持続可能な独立国家樹立の達成はますます困難になっているといわざるをえない。このような状況のなかで、自立した経済活動を行うことができず、人と物の移動を完全にイスラエルにコントロールされ、国際社会の援助に頼る経済構造がますます強化されるようなことになれば、分離壁・フェンス建設後の西岸地区は、イスラエル軍のガザ地区撤退後の同地区の状況と極めて酷似していくことになるだろう。壁・フェンスの建設によってイスラエルは、自身の地政学的利益を実現すると同時に、コストが高くつく占領地での直接占領よりも、外側から占領地をコントロールする新たな占領形態へのシフトを目指していると考えられる。鉄やコンクリートで造られた分離壁・フェンスは、シオニズム諸派に共有されてきた「鉄の壁」の思想を実現するための手段として建設されていると言えよう。

このような新しい占領形態へのシフトは、1967 年以降国際社会が原則としてきた「土地と和平の交換」に真っ向から反するものである。1993 年 9 月のオスロ合意の際、イスラエルは初めてパレスチナ側との交渉のテーブルに着いた。しかし、オスロ和平プロセスを通してイスラエルとパレスチナ側は対等な当事者ではなく、パレスチナ側がイスラエル国家の承認やあらゆる暴力（武装闘争）の放棄を宣言する一方で、イスラエルは占領地での占領政策を進めていった。イスラエルの一方的な占領政策の推進を正当化したのは、「セキュリティ」のロジックであった。特に 2000 年 9 月の第 2 次インティファーダ開始、さらに 2001 年の 9・11 事件後、「セキュリティ」のロジックはさらに強化されてイスラエルの政策を正当化するものとなった。占領地における軍事作戦や分離壁・フェンスの建設を「セキュリティ」の名のもとに正当化するイスラエルを容認してきた国際社会の責任も大きいといえるであろう。

資料 1：エルサレムにおける「違法建設」と住居破壊

年	パレスチナ人住居建設数	対パレスチナ人建設許可数	パレスチナ人の「違法建設」数	対パレスチナ人住居破壊命令数	対パレスチナ人住居破壊数
2000	1008	129	879	513	18
2001	1433	110	1323	761	41
2002	1172	97	1075	996	43
2003	1435	59	1376	858	99
2004	1233	49	1184	832	152
2005	n.a.	n.a.	n.a.	799	94

（出典［Margalit 2006］）

地図1：アロン・プラン

（出典［奈良本 2005: 225］）

地図2：アロン・プラス・マップ

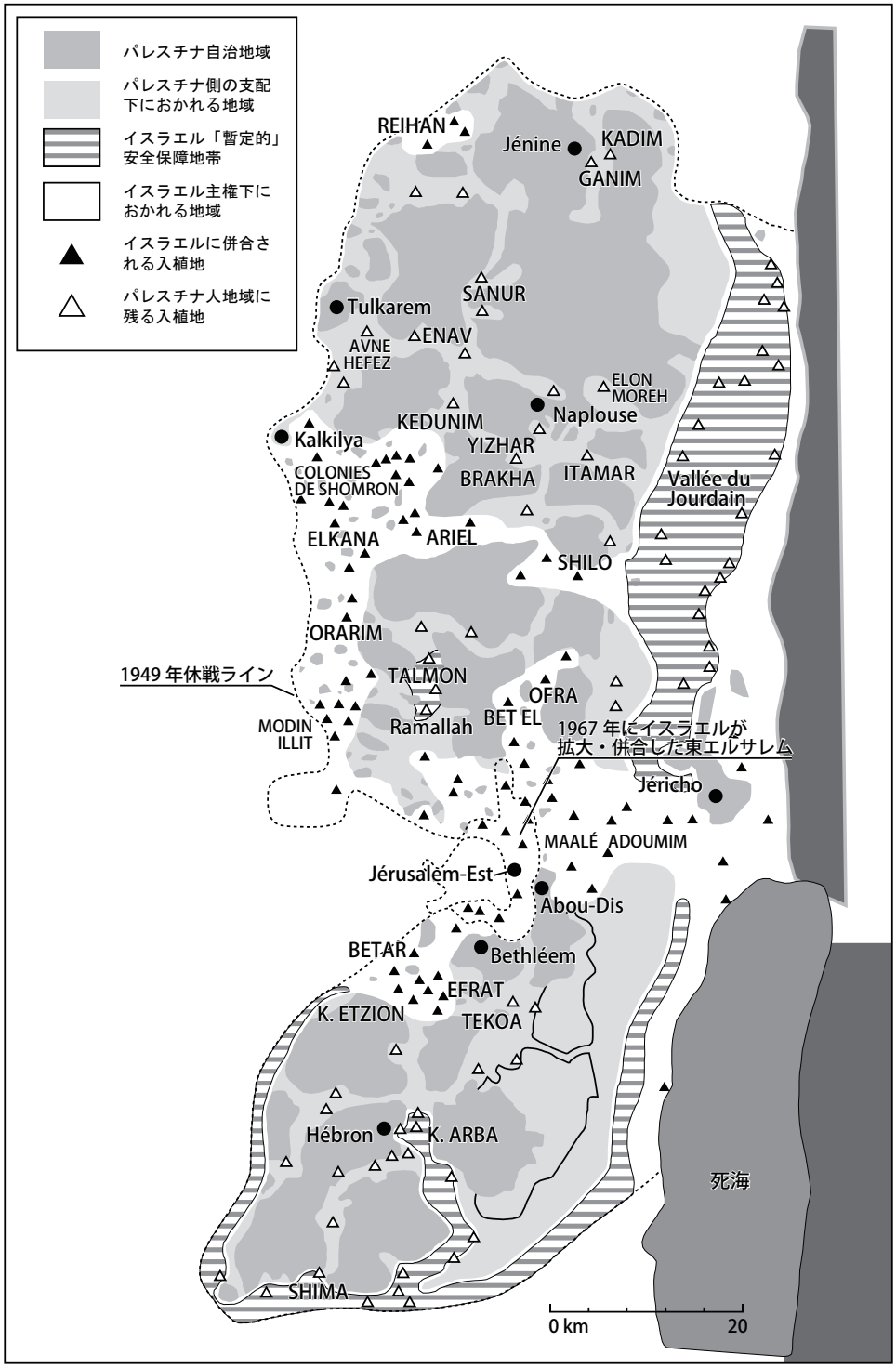

（出典［Reinhart 2006: 158-159］）

地図3：西岸の分離壁・フェンス

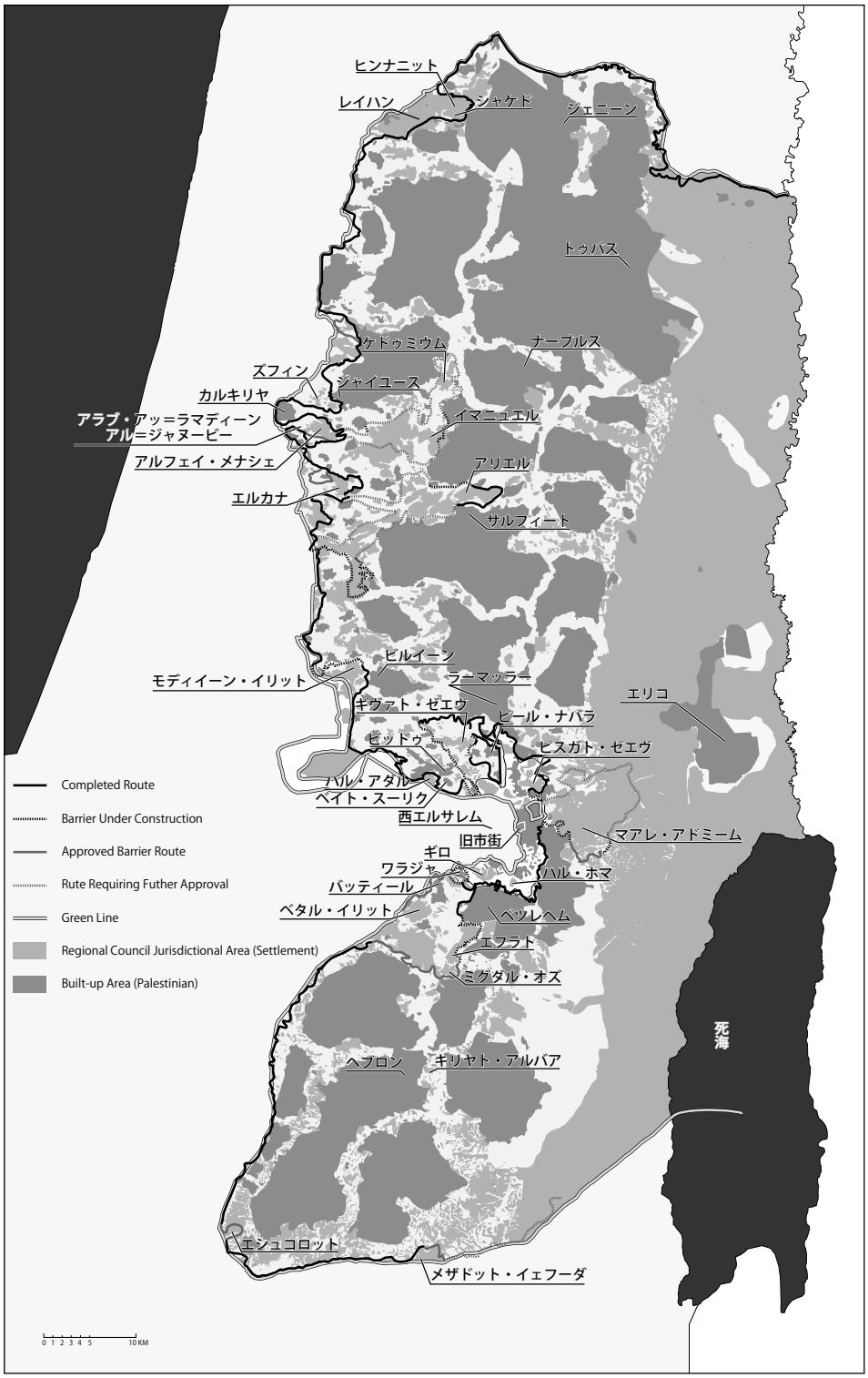

（出典［B'Tselem 2008. 2］）

地図４：東エルサレム周辺の分離壁・フェンス

（出典［B'Tselem 2006］）

参考文献

飛奈裕美 2009「エルサレムにおけるイスラエルの占領政策とパレスチナ人の戦術――住居建設の事例から」『イスラーム世界研究』2(2), pp. 131–151.

奈良本英佑 2005『パレスチナの歴史』明石書店 .

森まり子 2008『シオニズムとアラブ――ジャボティンスキーとイスラエル右派一八八〇～二〇〇五年』講談社 .

Auerbach, G. and I. Sharkansky. 2007. *Politics and Planning in the Holy City*. New Brunswick and London: Transaction Publishers.

Bimkom and B'Tselem. 2005. *Under the Guise of Security: Routing the Separation Barrier to Enable the Expansion of Israeli Settlements in the West Bank*. Jerusalem: Bimkom and B'Tselem.

BT'selem 2005(Sep. 16) "High Court in precedent-making decision: Dismantle section of the Separation Barrier." http://www.btselem.org/english/Special/20050916_Ruling_on_Alfei_Menashe_Enclave.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006. *A Wall in Jerusalem: Obstacles to Human Rights in the Holy City*. Jerusalem: B'Tselem.

———. 2006(Mar.) "22 March 2006: Precedent: Section of Separation Barrier around Jerusalem Ruled Illegal - near Sheikh Sa'ed." http://www.btselem.org/English/Separation_Barrier/20060321_Sheikh_Saed_Ruling.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006(Apr.) "30 April 2006 : Southern Hebron hills: Israel reinstates the cancelled barrier route 'through the back door'." http://www.btselem.org/English/Separation_Barrier/20060430_Southern_Hebron_Hills.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006(Jun.) "15 June 2006: Israeli High Court judgement on the Barrier around Zufin." http://www.btselem.org/english/separation_barrier/20060615_Zufin_court_ruling.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006(Jul.) "24 July 2006: High Court errs in denying petition against separation barrier around Ariel." http://www.btselem.org/english/Separation_Barrier/20060724_Barrier_surrounding_Ariel.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006(Nov.) "26 Nov. 06: High Court approves Bir Nabalah enclave." http://www.btselem.org/english/Separation_Barrier/20061126_Bir_Nabala.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2006(Dec.) " 21.12.06: High Court approves cutting off a-Ram from East Jerusalem." http://www.btselem.org/english/Separation_Barrier/20061221_a_Ram_Ruling.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2008(Jul.) "14 July 2008: Concern that Israel intends to expel residents of 'Arab a-Ramadin al-Janubi, who are imprisoned by the Separation Barrier." http://www.btselem.org/english/Separation_Barrier/20080708_Arab_a_Ramadin_al_Janubi.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

———. 2008(Dec.) "15 Dec. '08: Israeli High Court voids amended route offered by State for Bil'in barrier." http://www.btselem.org/English/Separation_Barrier/20081215_Bilin_Ruling.asp（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

International Court of Justice. 2004. 7. "Legal Consequences of the Construction of a Wall in the Occupied Palestinian Territory." http://www.icj-cij.org/docket/index.php?pr=71&p1=3&p2=1&case=131&p3=6（2009 年 6 月 14 日閲覧）.

Nasrallah, R. 2005. "The Concept of Separation: the Route of the Wall and its Direct Impact on Jerusalem,"

in Brooks, R. and others eds., *The Wall of Annexation and Expansion: Its Impact on the Jerusalem Area*, Jerusalem: the International Peace and Cooperation Center (IPCC), pp.1–20.

———. 2007. "The Jerusalem Separation Wall: Facts and Political Implication," in Brooks, R. ed., *The Wall: Fragmenting the Palestinian Fabric in Jerusalem*, Jerusalem: IPCC, pp.13–25.

PASSIA. 2002. *The Palestine Question in Maps: 1878-2002*. Jerusalem: PASSIA.

———. 2008. *PASSIA Diary 2008: 60 Years Palestine Nakba 1948*. Jerusalem: PASSIA.

Reinhart, T. 2006. *The Road Map to Nowhere: Israel/ Palestine since 2003*. London, New York: Verso.

Al-Quds. 2008(Oct. 25) "Intikhabāt Baladīya al-Quds tushakkil mu'ḍila lil-maqdisīn al-'Arab."

Weitzman, E. 2007. *Hollow Land: Israel's Architecture of Occupation*. London, New York: Verso.